

相続の事前相談・問題整理・手続き代行

27年11月

伸寛だより NO24

死因贈与契約とは？

遺言書の話をするとう縁起が悪いとか、うちの家族に限って遺言書は
いらぬとか言い出す親がいます。遺言書の重要性は分かっているけ
れども、そんな親に対し言いだせない家族もあろうかと思ひます。

そこで、やってみて欲しいのは死因贈与契約です。

●死因贈与契約とは？

死因贈与とは、「死んだら財産を上げる」という贈与者の死亡により
効力が発生する、贈与する人(贈与者)と受ける人(受贈者)による贈与
契約です。つまり、生前に財産を受け取る予約ができるわけです。

これに対し、「遺贈」というものがありますが、これは遺言により遺言
者の財産を無償で譲る遺言者単独の意思表示です。一方、死因贈与は、
両者が合意した契約になります。

遺言書を書くことを嫌うご主人との間で、例えば次のような会話が
できることになります。

奥様 「もしあなたが亡くなったら、この家と預金はもらってもい
いわよね。私の生活もあるから」

ご主人「ああ、女房のお前がとるのが当然だろう」

奥様 「じゃあ、贈与の予約をする契約書を作っていいかしら。あ
なたの老後の面倒を見るのは私だから」

ご主人「何、それは？ もっと詳しく聞かせろ」

という具合です。

このように死因贈与契約は、遺言を書きたくない場合や、ある財産
を特定の人に継がせたい場合、また生前に相続人以外の人に財産を残
す意思表示をしたい場合などにおいても、遺言よりうまく活用できる場
合があります。



相続の事前相談・問題整理・手続き代行

株式会社 **伸 寛** (しんかん)

所 在： 海老名市柏ヶ谷1043番

代 表： 萩 原 和 雄

電 話： 046-292-7550

FAX： 046-292-7560



相続の事前相談・問題整理・手続き代行

伸寛だより

●死因贈与契約作成上の注意点

- ①死因贈与は契約ですが、判例で贈与者は取り消す(撤回)ことができるかとされています。これに対しては、不動産であれば仮登記をすることで一応の歯止めにはなります。贈与契約の段階で仮登記を入れておけば、贈与者が死亡後、本登記ができます。

この本登記では、原則、受贈者と相続人全員での共同申請になりますが、相続人が共同申請に協力しない場合も考えられます。このよう場合を想定して、執行者を贈与契約(できれば公正証書がよい)の中に指名しておけば、本登記を受贈者と執行者のみで共同申請ができ、相続人に関係なく本登記ができます。

但し、遺留分の問題は遺言と同じく残ります。

- ②遺贈(遺言の作成)は15歳以上でできますが、死因贈与は契約ですから、未成年では単独ではできません。公正証書で行う場合、遺贈は証人2人が必要ですが、死因贈与は不要です。

- ③税金について死因贈与は、相続税の対象になります。

また、不動産の承継では相続人への相続・遺贈には不動産取得税が掛かりませんが、死因贈与は課税されます。登録免許税は、相続人への相続・遺贈は固定資産税評価額の0.4%ですが、死因贈与の場合は2%になります。仮登記は贈与契約時1%、本登記時1%です。

このように、贈与(死因贈与を含む)の登記は、遺言での相続登記に比べて登録免許税や不動産取得税のコストは高くなっています。コストだけで言えば、「遺言」⇒「死因贈与」⇒「生前贈与」の順でアップします。

早朝 相続勉強会 開催中 (無料)

- 日時 毎月 第2土曜日 朝7時~8時
次回 12月12日(土) 次々回 1月9日(土)
- 場所 伸寛事務所(相鉄線かしわ台駅 西口1分)
*参加ご希望の方は、事前にご連絡ください。